

# 山口県国土強靱化地域計画（改定案）に対する意見の概要及び県の考え方

## 1 山口県国土強靱化地域計画（改定案）に関するもの

### （１）「想定するリスク」に関するもの

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	過去の災害（表で記載）の発生/被害地域図を明示願います。（河川氾濫の場合は河川と氾濫場所、浸水箇所を明示、地震は過去県内発生地震の震源地とマグニチュードを明示 等）	想定するリスクがわかりやすいように過去の災害事例を一覧表にして掲載しています。
2	「土石流、地すべり、急傾斜地崩壊」等は危険地域等の指定があるはずですので、それら地域の地図明示等、地図表記すべき/地図表記可能な項目は全て地図表記実施願います。	

### （２）「強靱化の推進方針」に関するもの

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
3	「重要業績評価指標（KPI）一覧」において「向上させる」「増加させる」で済ませている項目の具体的な数値目標設定を御願い致します。また、同一覧に掲げる項目について、不足がないか再精査再確認を御願い致します。	重要業績評価指標は、可能な限り数値で目標値を設定していますが、数値目標の設定が困難なものについては「向上させる」等、現状値を改善する目標を設定しています。また、対象件数についても、可能な限り全体数量を明示しています。
4	重要業績評価指標（KPI）一覧中、「数値目標が設定されている項目の、「対象件数」の明示」が必要と考えます。 例えば「橋梁の耐震補強実施数」は現状値110橋、目標値140橋ですが、対象となる「耐震補強の必要な/必要だった橋梁」が現在いくつあるのか不明では、目標値が妥当なのか判断出来ません。各項目「対象件数」明示、その上でのパブリックコメント/県民意見募集再実施を御願い致します。	
5	当計画（改定案）内で、「電力供給」についてたびたび触れられておりますが、「蓄電池」「蓄電設備」について全く記述がありませんでした。費用の問題がありますが、公共施設への蓄電設備導入を御検討/当計画（案）に明示すべきと考えます。	蓄電設備も含めた再生可能エネルギーの導入を促進することとしています。

6	<p>当計画（改正案）内で、「通信障害」「物流障害」についてたびたび触れられております。又、災害発生時・防災の各種調査が必須と考えます。その対応のため、「ドローン/無人操縦機器」の活用（装備と使用者育成）が必要/必須と考えますが、ドローンについての記述が見当たりませんでした。費用の問題がありますが、ドローンの活用について御検討/当計画（案）に明示すべきと考えます。</p>	<p>山口県産業ドローン協会との協定により、災害時にドローンを活用する体制を構築しています。</p>
7	<p>災害発生時損傷等で地域に甚大なる被害が発生する恐れのある個々の施設設備（予定を含む）について、行政による指定・県民への広報、行政による監視・指導、災害発生時の処置、周辺住民避難等の対応計画を行政を含めて策定が必要であり、これらの対応がなされていない限りは各種許可をすべきではない（許可取り消し、操業停止とすべき）、と考えますので、これらの内容の計画への明示を御願ひ致します。</p>	<p>災害発生時損傷等で地域に甚大なる被害が発生する恐れのある施設や設備は、消防法等で規制され、必要な措置が講じられています。</p>
8	<p>『【迅速な復旧復興】大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する。』とするのであれば、過去の事例で「大規模自然災害発生後、地域社会・経済が迅速に再建・復旧を果たしていない」施設・設備と同等の施設・設備については、県として各種申請に対して特段特別な判断をすべきと考えますので、その旨等計画に明示願ひします。</p>	
9	<p>当計画では各所に「石油コンビナート」に対する対策の記述が見受けられます。これらは『5つの石油コンビナート等特別防災区域（岩国・和木、下松、周南、宇部・小野田、六連島）』を念頭に置いたものと思われませんが、その他の大型施設・設備（計画中建設中を含む）が計画内に盛り込まれていないのでは、と感じます。対策が必要な個々の施設設備（計画中建設中を含む）について、当計画ないしは下部計画にて指定されます様御願ひ致します。当該指定を明示しない場合はその理由を明示願ひします。</p>	

(3) その他

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
10	年代の表記が元号のみ、元号西暦併記混在しておりました。年代認識のし易さを考え、すべて元号西暦併記または西暦表記（災害名で元号名称の場合は別途西暦併記）を御願い致します。	略記した元号表記を除き、元号西暦併記に表記を統一しました。
11	本文中、県民には馴染みの無い/薄いであろう専門用語・行政用語が散見されました。用語解説の掲載（解説語句が多くなる様ならば巻末への「用語解説」の章の追加）を御願いします。	資料編に用語解説を設けました。
12	目次の【資料編】に「(別紙3) 策定経過」「(別紙4) 用語解説」の記載がありました。ただし、ページの記入がなくホームページ内掲示資料でも当該資料確認出来ませんでした。目次に、必要と認識して掲載した資料を確認できないのは明らかな「資料不足」「資料不備」と考えます。資料の再提示の上でのパブリックコメント/県民意見募集再実施を御願い致します。県民＝主権者からの、資料不備・資料不足によるパブリックコメント/県民意見募集再実施の要求を断るのならば、その具体的理由を明示願います。	後に追加予定の項目として策定経過、用語解説を目次に掲載していたものであり、パブリック・コメント再実施の予定はありません。
13	当件の内容は地域性専門性・県内市町自治体・企業との関係性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家、関係団体・組織・企業或いは市町自治体等からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。	地域計画改定に当たっては、「国土強靱化地域計画専門部会」を設置し、市町や関係機関等から幅広く意見を聴取し計画に反映しています。

## 2 パブリック・コメント等に関するもの

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
14	<p>当該案件、資料のみで100ページほど、内容は専門的、且つ県民の生活に直接関係する案件で、関連計画他関係法令・計画等も本来確認した上で意見作成すべきと感じます。その様な意見募集を全く同時期に資料多数の2案件がある状況での意見作成は、1ヶ月では到底困難と感じております。今回の意見募集の回答も再提示の上での再意見募集、あるいは当意見募集の期間延長を御検討頂けましたなら幸いです。行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。「県民＝主権者」からの「資料不足不備又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。（「県の条例等に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しません。）</p>	<p>本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期や期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p> <p>なお、いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
15	<p>パブリックコメント(県民意見募集)の同一期間集中の弊害については(特に年末年始の集中の際に)過去複数回意見指摘しておりますが、今回同一期間に3件の案件集中となっております。</p> <p>県行政として「意見募集の集中」について対応を取っているのか、取っていないならばその理由を、取っているのであればなぜ今回3件の集中が発生したのか明示願います。</p>	
16	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載したか、記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(10月17日の中国新聞及び山口新聞)により広報に努めました。いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>

17	<p>意見募集期間中の11月発行の県広報誌にパブリックコメントの記述は全くありませんでした。具体的案件は〆切等の関係で記載出来ないとしても、「県民意見募集をしている場合がありますので県ホームページを御確認願います」と言った一般的広報は可能ならずであり、県広報にこの様な文面を掲載しないのは「意見募集に消極的」としか思えません。県広報にパブリックコメント/県民意見募集の一般的広報の掲載が無い理由を明示願います。また、県広報には、常時パブリックコメント/県民意見募集の一般的広報を掲載願います。</p>	<p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
18	<p>山口新聞10月（当パブリックコメント期間中）の「山口県からのお知らせ 山口県広報」には当該パブリックコメント/意見募集、パブリックコメント/意見募集全般の記述がありませんでした。パブリックコメント/意見募集の小さな広報掲載より、「山口県からのお知らせ 山口県広報」への掲載の方が県民の目にとまると感じます。なぜ「山口県からのお知らせ 山口県広報」にパブリックコメント/意見募集個別、パブリックコメント/意見募集全般の記述が無いのか御説明願います。また、意見募集期間内の「山口県からのお知らせ 山口県広報」には、常時「パブリックコメント/県民意見公募」実施中の広報実施を御願ひ致します。</p>	
19	<p>「パブリックコメント/県民意見募集」の広報についての意見に対する御返答内容、意見送付県民数・意見数より、当該「県民意見の募集」の広報が十分になされたのか、御判断御明示願います。（「意見募集の結果（人数・件数）の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの御判断（十分・不十分）」を明示願います。）</p>	
20	<p>今回の様に県の施策として1ヶ月の期間でのパブリックコメント（県民意見の募集）が存在する中、県広報誌は隔月或いは3ヶ月の間隔（5月発行の次が8月発行、その次が11月発行）となっており、『県の施策広報の為には最低各月発行が必要な県広報紙を隔月（以上の間隔での）発行としている』理由を明示願います。</p>	

21	<p>パブリックコメント(県民意見募集)において、下記事項の一般化/関係条例等への明文化を御願ひ致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元号西暦併記</li> <li>・語句解説の記載</li> <li>・結果広報の際には「募集広報の状況」の明示</li> <li>・県民意見の募集の広報が十分になされたのか常時判断が明示される</li> </ul>	<p>いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
----	---	--